

県民意見整理台帳

(「神奈川県災害廃棄物処理計画(改定素案)」に関する意見に関する
提出意見及び意見に対する県の考え方)

1 意見募集期間

令和5年10月11日(水曜日)から11月9日(木曜日)

2 意見募集の結果

意見提出件数 5件(1人)

3 意見内容及び意見の反映状況

【意見の内訳】

区 分	件数
ア 計画全般に関するもの	0
イ 「はじめに」「第1章 基本的事項」に関するもの	1
ウ 「第2章 平時の備え」に関するもの	2
エ 「第3章 発災時の対応」に関するもの	2
カ その他	0
合計	5

【意見の反映状況】

区 分	件数
A 計画に反映したもの	0
B 計画にすでに盛り込まれているもの	2
C 今後の取組みの参考とするもの	3
D 計画に反映しないもの	0
E その他	0
合計	5

意見の内訳（意見分類）：ア 計画全般に関するもの／
 イ 「はじめに」「第1章 基本的事項」に関するもの／
 ウ 「第2章 平時の備え」に関するもの／
 エ 「第3章 発災時の対応」に関するもの／
 オ その他

意見の反映状況（反映状況）：A 計画に反映したもの／B 計画にすでに盛り込まれているもの／
 C 今後の取組みの参考とするもの／D 計画に反映しないもの／E その他

No	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
1	ウ	民間事業者と連携を図るためにどのような事前準備を行うのか記載されていない。具体性がない。マニュアルに記載するとしても項目程度の記載はあるべきである。	C	いただいた御意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。
2	ウ	事前準備の中でも、マニュアルの整備、訓練の実施は連携を図るために必要なことととえられるので、記載するべきである。	B	第1章1において、本計画は、発災時に市町村が災害廃棄物等を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な県の役割等を取りまとめたもので、発災後の具体的な業務内容については、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」に別に定める旨記載しています。また、第2章3において、県は、市町村等及び民間事業者団体等と連携して、情報伝達訓練や図上訓練等を適宜実施していくとしています。
3	エ	「第3章 発災時の対応 2 初動対応」では、し尿処理担当と生活ごみ処理担当の業務しか記載がないが、宅地や一部損壊家屋に流入した土砂混じりがれきについても、災害廃棄物処理担当業務として初動から対応が必要と考えられるので記載すべき。	B	計画の中で示している発災後の時期区分や各時期区分ごとの対応は目安であり、災害の規模や種類によって異なります。災害廃棄物処理業務においては、発災後数日間で、応急対応業務への着手が必要となる場合があることは、計画内でも注記しています。
4	イ	宅地や一部損壊家屋に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分に係る業務は、災害救助法における障害物の除去や道路管理者、公共施設の復旧などの調整が必要であり、災害廃棄物処理担当業務として災害対策本部（統制部）内での調整を行う必要があると考えられる。そのような配慮を記載しておくべきではないか。	C	災害廃棄物の処理に当たっては、様々な業務について、様々な部署との調整が必要になります。土砂混じりがれきの処理についても、災害対策本部の中で関係部局と連携し、適正かつ円滑、迅速に処理が進められるよう努めていきます。いただいた御意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。
5	エ	宅地や一部損壊家屋に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分に係る業務は、関連部局との調整がある一方で、収集や運搬を行うのは建設業協会等協定団体の会員企業であるが、関連部局とも協定を結んでおり、業務遂行者の取り合いが発生する。その辺の調整が必要であることも記載するべき。	C	協定に基づき民間事業団体等に支援を要請するに当たっては、把握した被災情報等をもとに、関係部局との調整等も踏まえ、支援の要請を行います。いただいた御意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。